

審査基準及び標準処理期間

令和4年5月13日作成

法令等名	道路交通法
根拠条項	第104条の4第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。）
処分の概要	運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	<p>道路交通法 第104条の4第1項、第2項、第5項及び第6項（申請による取消し）、第105条第2項（免許の失効）</p> <p>道路交通法施行令 第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）、第39条の2の6（運転経歴証明書の交付）</p> <p>道路交通法施行規則 第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）</p>
審査基準	
標準処理期間	門真運転免許試験場及び光明池試験場受付分は1日 警察署受理分は9日（行政庁の休日は含まない。）※
申請先	交通部門真運転免許試験場登録係、免許審査係 交通部光明池運転免許試験場免許審査係 警察署交通課交通総務係（大阪水上署、関西空港署を除く。）
問い合わせ先	交通部門真運転免許試験場登録係（電話06-6908-9121 内線355） 免許審査係（電話06-6908-9121 内線351） 交通部光明池運転免許試験場免許審査係（電話0725-56-1881 内線351）
備考	※の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に掲げる府の休日をいう。